

～入学説明会資料～

令和6年度新入生のための

入学のしおり



令和6年 1月 29日 (月)

八街市立交進小学校

・ 受付 9 : 3 0 ~ 9 : 4 0

※受付後、学区地図にご自宅の場所がわかるよう、
各自でシールをお貼りください。

・ 学校長挨拶 9 : 4 0 ~ 9 : 5 0

・ 入学準備説明 9 : 5 0 ~ 1 1 : 0 0

(物品販売 1 1 : 0 0 ~)

*購入後、各自解散となります。

◎ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

住 所 〒289-1144 八街市八街ろ 111-33
T E L 043-444-0146
F A X 043-444-0478
ホームページアドレス <http://ymt.hs.plala.or.jp/yachi.koushin-e/>

① 学校生活について

- 学校に行くことが不安にならないよう、機会をとらえてお話しください。
「いろんな勉強があって楽しい」「友達がたくさんできるよ」等

◆ 一日の流れから ◆

※予定は令和4年度のもので、今後検討後に変更もあります。

| | | |
|---------------|---|------------------|
| ○：○○ | 起 床 | *「おはよう」の挨拶をお子様に！ |
| ○：○○ | 朝の準備（洗顔、 <u>朝食</u> 、 <u>歯磨き</u> 、 <u>用便</u> ） | |
| ○：○○ | 登校班集合場所へ | *「行ってらっしゃい！」 |
| （約○○分） | 集団登校 | |
| 7：50 | 校舎昇降口開放 | |
| 8：00 | 登 校 | *「気をつけて」 |
| 8：00～ 8：10 | 朝 活 動 | |
| 8：10～ 8：25 | 朝 の 会 | |
| 8：25～ 9：10 | 1 校 時 | |
| 9：20～10：05 | 2 校 時 | |
| 10：05～10：20 | 業間休み | |
| 10：25～11：10 | 3 校 時 | |
| 11：20～12：05 | 4 校 時 | |
| 12：05～12：50 | 給 食 | |
| 12：50～13：05 | 清 掃 | |
| 13：05～13：25 | 昼 休 み | |
| 13：30～13：40 | ドリルタイム | |
| 13：40～14：25 | 5 校 時 | |
| 14：40～14：50 | 5時間授業日・帰りの会 | |
| (14：30～15：15) | 6 校 時 ※2年生以上) | |
| (15：15～15：25) | 6時間授業日・帰りの会 ※2年生以上) | |

○帰宅時や夕飯時などに声をかけてあげてください。

「お帰り」、「今日はどんな勉強をしたの?」「お友達とどんな遊びをしたの?」等

○家庭生活のリズムと学校生活のリズムとがうまくかみ合っていくよう、協力してまいります。

八街市を挙げて、同一歩調で、各学校で取り組んでいます。

みんなで大切にしよう 幼小中高連携6項目

- 1 話を静かに聞くことができる
- 2 指示を受け止め行動できる
- 3 あいさつができる
- 4 正しい言葉づかいができる
- 5 清掃ができる
- 6 自学ができる（自分のことは自分でできる）

安全確保のために

- 学校や家庭で安全な生活ができるように、学校では次のような目標を掲げて指導に当たっています。
 - 1 けがの予防ができる習慣や態度を養う。
 - 2 友達にけがをさせないようにする習慣や態度を養う。
 - 3 落ち着いて行動する習慣や態度を養う。
 - 4 水泳や水遊びについてのきまりを守る習慣や態度を養う。
 - 5 正しい登下校の仕方や交通規則を守る習慣や態度を養う。
 - 6 道路では遊ばない習慣や態度を養う。

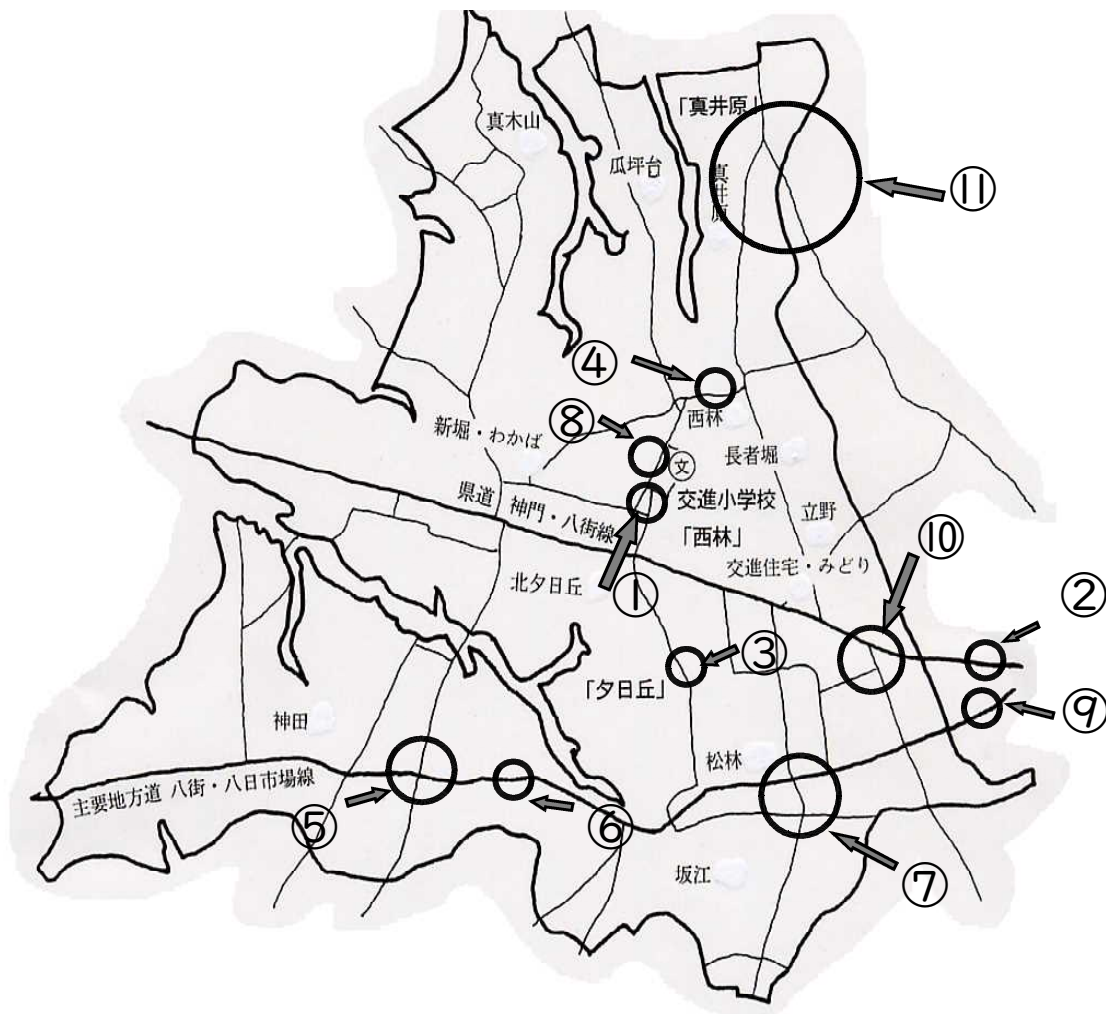
登下校について

- 登校は、地区毎の班による集団登校を行っています。
集合時刻に遅れないようにしてください。
- 学年によって下校時刻が異なることが多いので、登校班による下校は毎日はいりません。しかし、1年生だけで地区毎にグループを作った下校は行います。
※週に1回程度、登校班による地区別下校を行います。日程の詳細につきましては学校だよりでお知らせします。
- **お子様と一緒に歩いて、通学路を覚えるようにしてください。**
その時、1人でも歩けるように大事なことを教えてください。
(右側歩行、信号の見方、道路の歩き方、傘のさし方など)
 - 1 通学路は、既存の登校班をもとにしてその年度の班構成を考慮しながら決めます。
 - 2 通学班は10人以内を原則として構成します。(4月始めに確認をします)
 - 3 高学年の児童が班長となります。班長の指示に従いながら、通学路を一列になって登校します。
 - 4 雨天時は、雨靴を履くようにしてください。
 - 5 **遅刻、早退の時は、必ず教室まで送迎してください。**
(交通事故、誘拐等の防止のため)
 - 6 やむを得ず自動車で校地内に入る場合は、体育館側の裏門から入り、体育館駐車場をご利用ください。雨天時も徒歩で児童が登下校しています。**徒歩児童優先**で事故防止には十分ご注意願います。

危険箇所について

- 『歩道がない』・『抜け道になっている』など、危険な箇所がたくさんあります。道路はとても危険であるということよく教えてください。特に危険と思われる箇所を列記しておきますので、ご確認ください。

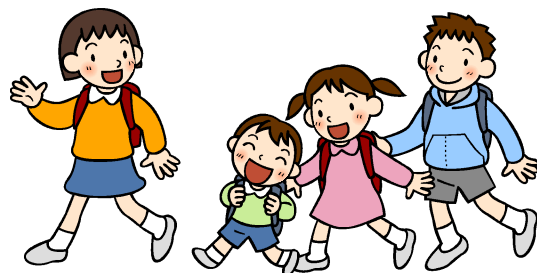
- ① 交進小学校正門近くの交差点
- ② 県道八街・佐倉線及びその歩道
- ③ 県道八街・佐倉線から坂江方面に行く道路
- ④ 交進小学校裏門から日建リース方面にかけての道路
- ⑤ 神田地区の交差点
- ⑥ 土屋商店付近の道路
- ⑦ 勢田入口交差点付近の道路
- ⑧ 野馬土手沿いの道路
- ⑨ 県道千葉・八街線及びその歩道
- ⑩ 松林のセブンイレブン前の道路
- ⑪ スーパー「ランドローム」付近の道路



令和5年度は、地域の見守り隊・PTA校外指導部のみなさまに加え、PTA会員のみなさまにもそれぞれが可能な時間帯に、児童の登下校を見守っていただいております。

保護者の方をお願いしていること

- 学校への送迎は、病気やけが等の緊急時以外はご遠慮ください。
- 日中も児童の体調が優れない時など、学校より保護者宛に緊急連絡をする場合があります。必ず連絡がつくようご配慮願います。また、緊急連絡先を変更される場合は、速やかに担任までお知らせください。
- マチコミメールの登録をお願いいたします。詳細は、別紙をご参照ください。なお、登録については2月9日までをお願いいたします。
- 不審者対策のため校門、児童昇降口は閉めています。来校時に門を開けた時は、必ず閉めてください。また、ご用のある方は職員玄関より入り、職員室にお立ち寄りください。
- 髪は自然のままでお願いします。脱色や染色は健康に影響が出ると言われています。部分的な刈り込みや編み込みは、お控えください。
- 学年が上がるにつれ、お金の絡んだトラブルが出てくる場合があります。きちんとお金を扱っていけるよう、お金の与え方や使い方などについてご配慮ください。※詳細は「交進小のやくそく」をお読みください。
- 携帯電話の校内への持ち込みは原則禁止です。やむを得ない事情がある場合は「持ち込み許可申請」の提出が毎年必要になります。例えば、登下校中に遊び等に使用するなど約束事が守られない場合は、使用許可を取り消す場合もございます。
- 近所で「夜間お子さんが一人ている」「子供にあざがある」「衣服が汚れたまま何日も同じ服装ている」等、児童虐待が疑われる情報をつかんだ場合は、下記に通告願います。
 - ・ 八街市子育て支援課
 - ・ 千葉中央児童相談所
 - ・ 警察同様に学校で情報をつかんだ場合は通告します。(学校には通告の義務があります。)
- お子さんが困っているときには、話を聞いていただき、本人の思いを大切にしながら一緒に解決方法を考えると共に、学校へご相談ください。
- 最近、インターネット上でのトラブルが低年齢化しています。インターネット使用の約束事などは学校でも学年に応じて指導していきませんが、スマートフォンやタブレットPCなどは使用する場合、保護者の目の行き届く場所で使用時間を決めるなど、ご家庭での約束事を作り、トラブル防止に努めてください。
- 学校では、一人一台専用の「クロームブック」を使用しています。ご家庭に持ち帰ることもございますので、以下のルールをご確認ください。
 - ・ 6年間、同じものを使用します。また、6年後は入学する1年生が使用します。取り扱いには十分注意してください。
 - ・ 学習のために使用します。学習以外の使用はできません。
 - ・ 悪口や人を傷つけるような言葉は絶対に書き込みません。
 - ・ 夜9時以降の使用はできません。



交進小のやくそく

交進小学校では、児童が学校生活を送るにあたり、いくつかのきまりがあります。全児童が本校でより良く生活するためのきまりとして、教職員一同、指導を進めています。そのきまりについての概要を以下に記載させていただきます。なお、本紙以外にも細かなきまりがありますが、全ての児童が自立する力をつけられるよう願っているものとして考えておりますのでご理解・ご協力をお願いします。

登下校

- ・7：45から8：00までに登校します。
(登校したら荷物を整理して、朝活動の準備をします。)
- ・登校班では班の約束を守って通学路を通って登校しましょう。(畑、私有地に入りません。)
- ・原則として車での登下校はしません。(車は裏門から入り、体育館脇に止めます。)
- ・登校帽子を身につけて登校します。(帽子のゴムはしっかりつけてください。)
- ・忘れ物を取りに帰りません。
- ・体操服での登下校はしません。
- ・下校の時は、通学路を守りなるべく一人では帰りません。
(物をけったり、投げたり、傘を振り回したりして歩きません。)
- ・寄り道や買い物をしません。遊びに行くときは、一度帰宅してから外出します。
- ・下校後、校舎内に入るときは、職員室の先生に連絡をして入ります。

学校生活

- ・階段は原則として東昇降口を利用する学級は東階段、西昇降口を利用する学級は西階段を利用します。(体育館利用の時は全体が東階段)
- ・職員室・校長室前の廊下は、基本的に通りません。
- ・学校にいる時は名札をつけます。(キーホルダーやシール等はつけません。)
- ・雨天時以外は、外で遊びます。(業間・昼休み)
- ・雨天時の業間休み・昼休みは、教室で静かに過ごします。
- ・ろうかや階段は、右側を静かに歩きます。
- ・ろうかで先生方やお客様に会った時は、さわやかにあいさつします。
- ・グラウンド内と遊具以外では、遊びません。コンクリートの上は走りません。
- ・サッカーゴールと体育館は、決められた日に使用します。業間にサッカーはできません。
- ・体育館を使用する時は、先生についてもらいます。フロアー以外では遊びません。
- ・特別教室には許可無く立ち入りません。
- ・ベランダには手洗い等の必要な時以外は出ません。
- ・昼は12時50分のチャイムが鳴り終わってから教室を出ます。
- ・電話をかける必要がある時は、担任の先生と相談してからかけます。
- ・野馬土手にはのぼりません。

給食

- ・手洗い、うがいをします。
- ・静かに準備・片づけをします。
- ・ランチョンマットと箸を用意し、マスクをつけて配膳をします。
- ・昼の放送は静かに聞きます。
- ・感染予防の観点から食事中はしゃべりません。食事中以外はマスクをします。

清掃

- ・机は黒板のほうに移動してから始めます。
- ・清掃開始のチャイムで静かに清掃の準備をはじめます。
- ・身支度を整えます。(紅白帽子の着用)
- ・無駄話をせず、自分の分担をしっかり行います。
- ・清掃終了のチャイムで後かたづけを行い、昼休みにします。

学習中

- ・教室移動は、整列して静かに移動します。
- ・シャープペンシル、蛍光ペン、色マジック、ボールペンは持ってきません。
- ・筆箱にはキーホルダー等につけません。
- ・体育や体育系クラブは体操服で行います。
- ・体育の時、髪の高い人は髪を結びます。

○学習のルール

- ①次の授業の準備をしてから休み時間にします。
- ②授業の始めと終わりのあいさつをきちんとします。
- ③筆箱にけずったえんぴつ5本以上と赤青えんぴつ、けしごむを入れます。
- ④授業中は、自分の席に正しい姿勢で座ります。
- ⑤授業中は、むだなおしゃべりはしません。
- ⑥話を聞くときは、話している人の目を見て話を聞きます。
- ⑦ノートにいていねいに字を書きます。
- ⑧宿題はわすれずに毎日やります。
- ⑨朝の読書タイムなどで進んで本を読みます。
- ⑩ドリルタイムに集中して学習に取り組みます。

持ち物・服そう

- ・集金以外のお金や学習に必要なものは持ってきません。
- ・冬場、校舎内ではジャンパー等は着ないで生活をします。
- ・髪の毛を染めたり、部分的な刈り込みや編み込みは、ひかえましょう。
- ・ミサンガ、ピアス等の装身具やマニキュアについても、ひかえましょう。
- ・ハンカチ、ちり紙を身につけ爪は短く切りましょう。

放課後

- ・グラウンド・東昇降口～西昇降口・校舎前アスファルトには、自転車で入りません。
(自転車は「至誠」碑の前・ほうき倉庫前・こうしん山の裏に置く。)
- ・自転車は決められた範囲で使用しましょう。
(低学年は家の周り、中学年は大通りを除いた住んでいる地区、高学年は学区内)
- ・ゲームセンターへは、子どもだけで行きません。
- ・飲食等の後始末をきちんとします。
- ・工事現場など危険な場所には、入って遊びません。
- ・人に迷惑をかけずに過ごします。
- ・お金や物をあげたり、貸し借りをしたりしません。
- ・携帯電話やスマートフォンを使用する場合は、ルールを守り使い方に十分注意しましょう。

最終下校時刻

| | |
|--------|------|
| 3月～9月 | 4：30 |
| 10月～2月 | 4：00 |

②本校の特別支援教育

～子どもたち一人一人のよい姿を引き出します～

特別支援教育とは、

子供の自立や社会参加において、学校全体で一人一人の教育的ニーズを把握して、その子どもの良さを十分に発揮させながらもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行っています。具体的には、わかりやすい教材を用意したり、専門機関との連携を図ったりするなど、可能な範囲で工夫を行っています。

本校には、「けやき」、「まきば」という2種類の特別支援学級があります。それぞれの学級の特性を生かし、きめ細やかな支援を行っています。また、期間を決めて「体験通級」という形で体験し、在籍を検討することも可能です。

<けやき>

一人一人の学力や状態に合わせたカリキュラムの中で、確実にできることを増やした方が適すると思われるお子さんたちが学習する学級です。支援内容としては、日常生活の指導や生活単元学習（教科・領域を合わせた指導）、個々の課題別学習を行っています。けやきでの生活を中心にしながらも、一人ひとりのニーズに応じて、交流学級の学習や行事などへの参加も行っています。

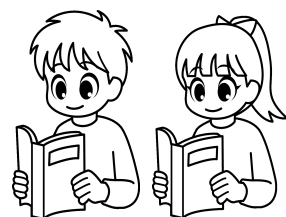
<まきば>

集団の中では、集中できなかったり、友達とうまく関わることに不安があったりするお子さんたちが、個別または、小集団で支援を受ける場所です。学校生活全般は通常の学級で過ごし、国語や算数など苦手な学習を中心に時間を取り、一人ひとりに応じた支援を行っています。また、集団活動での技能・態度の習得、友達とのよりよい関わり方についての支援も行っています。

<特別支援教育相談を行っています>

特別支援教育相談を行っています。以下のような事例などご心配のある方は、教頭または特別支援教育コーディネーターまでいつでも気軽にご相談ください。

- 聴力検査では異常はなかったが、様子を見ていると先生の話が聞こえているか心配である。注意が移りやすく、集中して話を聞くことが苦手である。または、音に敏感で耳をふさいだり、イライラすることがあるのが気にかかる。
- 学習や生活面において、なかなか意欲が高まらない。あるいは努力しているが、思うように成果が上がらない。「できない」「きらい」と自信をなくしてきている。
- 声が小さく、言いたいことが先生や友達に伝えられているか心配である。
- マイペースで友達というよりも一人で遊ぶことを好む。あるいは、友人関係で心配なことがある。
- 幼児語が残っている。ことばがはっきりしない。



③入学までの心得や準備

〈入学までをお願いしたいこと〉

- 用便は一人でできるようにお願いします。
学校には和式の便器が多くあります。戸惑わないよう、機会を捉えて教えてください。
- 衣服の着脱など、基本的なことは自分でできるようにお願いします。また、脱いだ服をたたむことができるようにお願いします。
- 自分の持ち物や自分で使用した物は、きちんと片付ける習慣をつけておいてください。
- 給食時間の内、実際に食べる時間は20分位しかありません。短い時間でもきちんと食べられるよう、家庭でも意識付けをお願いします。
- 自分の名前を言ったり、名前を呼ばれた時の「はい」の返事などが、大きな声ではっきりと言えるよう練習をしておいてください。
- 具合が悪い時や困ったことがある時は、自分から話ができるようにさせてください。
*幼児語が残っている時は、直すように心がけてください。
- 家の住所や電話番号、保護者の名前などを覚えさせてください。
*名札の裏には、必ず書いておいてください。

〈学校生活の準備に関すること〉

【日々、心がけていただきたいこと】

- 声かけ（朝の挨拶、送りや迎への挨拶、学校や友達の話など）
- 忘れ物がないよう、前夜には確認してください。
- 服や靴などは、身体に合った物にしてください。特に上履は、体育館体育での安全を考え、大きなものはさけてください。
- 病気等のある場合は、早めの治療をお願いします。
- 規則正しい生活習慣をつけさせてください。（10時間程度の睡眠時間を確保してください。）
- 困った時や相談したいことができた時は、遠慮なく担任に相談してください。

【準備する学用品等について】

- 持ち物や衣服には、一品毎に名前をつけてください。
*ティッシュや下着、消しゴムの本体にも記名してください。
（自分のものかわからず落とし物でたくさん届きます。）
*算数ボックスの中に入っている、おはじき・数え棒・カードには、大変ですが、1個（枚）ずつ記名をお願いします。
*記名は、消えないようにマジックなどでお願いします。
*シールの場合は、上からセロテープを貼ってください。
- 学用品などは、必要以上に高価な物や奇抜な飾りがついている物は避けてください。壊れたり、なくなったり、他の友達が欲しくなってしまうトラブルの原因になることもあります。

《 学用品 》

■ ノートは、入学後に学校で一括で購入します。

- ふで箱【鉛筆が1本ずつ入れられるもの】、鉛筆5本（2BまたはBを）、赤・青鉛筆、色鉛筆（12色）、消しゴム、下敷き
定規（目盛がはっきりしているもの）

- クレヨン、粘土、粘土ケース、粘土板、道具箱

□ 道具袋

道具袋に入れる⇒はさみ、セロテープ、のり（「液体のり」の方がよいです）

- 算数ボックス □ 名前ペン

※セロテープ、のり以外は当日業者販売があります。

★鉛筆は1本1本記名してください。キャップをつけている子もいますが、落として割れることが多いため、つけないことをおすすめします。

★キャラクターもの（消しゴムやのりなど）は、しっかり消せるか、貼れるかを確認してから学校に持たせてください。

★定規は、15～18cmのものをおすすめします。折り畳み式のもの、動かすすぎて折れることが多いです。

《 その他 》

■ 名札

*入学式の時に、1年生用を2こずつ配付します。

- ハンカチ、ポケットティッシュ

- 上履き

*白で、まわりに色ゴムのついていない物をお願いします。

- 上履き入れ

*各自で足に合わせてご用意ください。

□ 給食袋

給食袋に入れる⇒箸、箸箱、ランチョンマット、マスク

*給食の時は、いつも使います。

- ぞうきん 2枚

*やや薄めに作ってください。

*市販のものでも結構です。

- 洗濯ばさみ 1個（大きめの物）

*ぞうきん掛に固定するための物です。

- 置き傘（折り畳みではないもの）

*天候が変わった時のために置いておきます。

- 防災頭巾

*市販の物で結構です。

※椅子にかけるゴムがあるか。伸びていないか。

※袋がある場合は、自分で出し入れできるか。

- 安全帽子

*取扱店で合う物をお求めください。

（あごにかけるゴムをつけてください）

- 紅白帽子

*市販の物で結構です。

- 体操服（半袖シャツ、クォーターパンツ）

*取扱店で合う物をお求めください。

- 体操服袋

※体操服袋は、ランドセルの上から背負えるようにします。

また、冬にジャージに入れられる大きさにしてください。

※体操袋、給食袋、道具袋は、購入または自作で準備をお願いします。

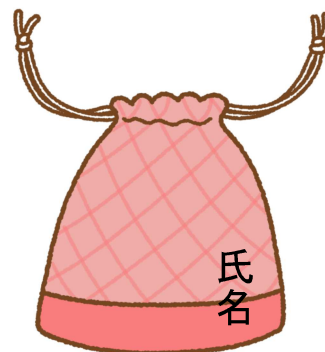
※給食袋、道具袋は、机の横のフックにかけます。

体操服袋



縦 40cmくらい
横 30~40cmくらい
ひもの長さは、調節してください。

給食袋・道具袋



縦：20cmくらい
横：20cmくらい
ひもの長さは、ひもを伸ばした時に縦の長さが40cmになるくらいでお願いします

【取扱店一覧】

- * 体操服 「秋山百貨店」(tel 043-444-0039) または「東商会」(tel 043-254-2411)
- * 名札 「ローソンスリーエフ八街西林店」
1年生用は入学時に配付いたします。
- * 安全帽子 「ニシナ洋品店」(tel 043-443-1247) 等

入学式について

- 日時 令和6年4月10日(水) 受付 午前 9時20分より
開式 午前10時00分
- 受付での提出物
 - 入学通知書 児童のようす 保健調査票
 - 学校給食受給確認書(アレルギーによる牛乳無し給食希望者の提出期限に注意)
 - PTA役員希望調査 携帯電話持ち込み許可申請書(※希望者のみ)
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度同意書
- 当日の持参物
 - 上履き 安全帽子
 - 手提げ袋(当日配付する教科書や配付物を持ち帰ってもらうためです。大きめの袋をおすすめします。)
 - ハンカチ ティッシュペーパー
- 可能な範囲で持参していただきたい物(荷物が多いので、なるべく入学式のときに持参していただくと助かります)
 - 算数ボックス 防災頭巾 道具箱 粘土・粘土板 のり
 - はさみ クレヨン 色鉛筆 セロテープ 紅白帽子

□ 置き傘

④保健関係のお知らせとお願い

1. 保健室

保健室は、子どもたちの健康診断や健康相談などを通して健康を保持増進することを考え、実行するためのお手伝いをする保健センター的役割をします。

ただ、元気に登校してもけがをしたり体調が悪くなったりと、応急手当や休養が必要となる場合があります。子どもたちは、けがや病気を通して原因を考えたり、手当の方法を学んだりします。また、心の健康についても一緒に考えます。このように保健室は、実体験をもとに学習する場で病気やけがの治療室ではありません。

☆学校でおこなう応急処置

- (1) 学校内で起きたけがの手当てをします。継続した手当は行いません。
- (2) 医師の治療が必要と判断した場合、医師にみせるまでの応急処置をおこないます。
- (3) 頭痛・腹痛などで少し休めば治りそうな時は、ベットで休み、よくなったら教室に戻ります。休養は1時間程度を限度とします。
- (4) 発熱など体調が悪い場合には、家庭に連絡して迎えに来ていただきます。
- (5) 内服薬は与えません。家庭管理のもと薬を使用してください。

2. 健康観察

健康観察は、子どもたちが元気に授業に参加できるか、あるいは学習軽減などの配慮をする必要があるかを確認します。また、学級全体の健康状態や欠席状況を把握して、学級の保健管理・保健指導に役立てるために行っています。学習前に学級担任が行います。

(1) 登校前にお子さんの健康観察をしてください。(登校後の体調を考えて)

チェックポイント

- ①元気があるか。(だるそうではないか、あくびをしていないか)
- ②顔色はいいか。(青白くないか、赤くないか)
- ③発熱してないか。(寒気を訴えていないか)
- ④便通はどうか。(下痢や便秘はしていないか)
- ⑤せき、吐き気、発疹などはないか。
- ⑥食欲はあるか。(食べ方が悪くないか)
- ⑦その他、身体に異常な兆候はないか。



(2) 欠席する場合は、朝のうち(8時まで)に担任へその理由を必ずお知らせください。

連絡がないと「事故などに巻き込まれたのでは・・・」と心配です。欠席の連絡は、欠席届、インターネット、お電話等でお願います。遅刻早退についても同様です。

※できる限り、インターネット上での欠席連絡システムをご活用ください。

下記URLか、QRコードからアクセスしてください。

<https://forms.gle/esmtEDcpddvsQ3t48>



連絡の方法

- (1) 出欠席の確認の関係で、午前8時前までに入力をお願いします。
また、午前6時前の入力をご遠慮ください。
(午前8時以降の連絡については、お電話にてお願いします。)
- (2) パソコンやスマートフォンから以下のURLを入力するかバーコードを読み取ってアクセスします。
- (3) 児童氏名、クラス、体温、欠席理由など必要事項を入力します。

(4) 送信ボタンを押して完了です。

3. 出席停止について

医師の診断により、感染症にかかっていることがわかった場合、他の児童への感染を防止するため出席停止となります。感染する恐れがなくなるまで、医師の治療と指導のもとお休みすることになります。

☆学校において予防すべき感染症の種類

| | |
|-----|--|
| 第1種 | 鳥インフルエンザ(H5N1)、痘そう(天然痘)、ペスト、急性灰白髄炎(ポリオ)第1種ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、新型コロナウイルス感染症など |
| 第2種 | インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(3日ばしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎 |
| 第3種 | 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症(O-157などの腸管出血性大腸菌)、細菌性赤痢、腸チフス、コレラ、その他の感染症(溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎など) |

☆手続きの仕方

- (1) 主治医に感染症又は感染症の疑いがあると診断された場合は、すぐに学校へお知らせください。他の児童への感染を防止するため出席停止になります。
- (2) 学校から「出席停止通知」を発行しますので、保護者の方が取りに来てください。
- (3) 感染症が治って登校する際は、主治医に「治癒証明書」を記入していただき必ず持たせてください。

※インフルエンザについて

- ・ 治癒証明書の提出は不要です。登校再開の際には、学校から発行する「インフルエンザ診断報告書」に保護者の方がご記入の上、学校へ提出してください。(学校HPからもダウンロードできます。学校にもありますので、来校時に記入することも可能です。)

出席停止期間は、発症した後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで。

(ただし、症状が長引く場合は再度医療機関を受診すること。医師から特に指示を受けた場合はそれに従うこと。)なおこのような場合は欠席扱いにはなりません。

※新型コロナウイルス感染症について

- ・ 医療機関等の指示により療養し、出席停止期間が経過した後、お子様が登校する際には、報告書に保護者の方が記入し、学校へご提出ください。
- ・ 報告書は、学校HPからダウンロードして印刷できます。来校時に記入して提出することもできます。

いずれの場合も感染状況により変更が生じることがあります。変更となりましたらお知らせいたします。

☆感染症でも出席停止の必要がないもの

- ・ 手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、伝染性軟属腫(水いぼ)、アタマジラミ、伝染性膿加疹(とびひ)、帯状疱疹など(※ただし医師が必要と認めた場合には、出席停止になり治癒証明書が必要となります。)

4. 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下（登校下校中、授業中、休み時間中、放課後などの時間）において起きた事故について法で決められた範囲内で、治療費や見舞金等を給付する相互扶助組織です。加入金は、全額を八街市が負担しています。

☆医療費の請求事務手続きは学校で行います。下記事項にご留意ください。



- (1) 総治療費が5000円以上の場合、対象になります。
(保険診療で会計が1500円以上支払うと該当になります)
- (2) 学校から規定の書類を渡します。医療機関や薬局で記入していただき、学校へ提出してください。
- (3) 請求事務手続きを行うと、センターが審査した上で治療費が給付されます。給付されるまでに2～3ヶ月程度かかります。災害給付金は、保護者の口座へ振り込まれます。

※学校管理下でのけがは、日本スポーツ振興センターが優先されます。
「子ども医療費助成制度」との併用はできませんのでご注意ください。

5. 健康診断について

【目的】

- (1) 体の発育状態を知る。
- (2) 身体に病気や異常がないかどうかを知る。

【方法】

- (1) 「保健調査」による予診的調査
- (2) 第1次スクリーニング検査
 - ① 学 校：身長、体重、四肢、視力、聴力、色覚(2年希望者)
 - ② 検査機関：尿、心電図(1年)、3Dスコリオ(脊柱側弯症検査5年)
 - ③ 問診調査：結核・運動器
- (3) 第2次スクリーニング検査
 - ① 学校医による検診(内科、歯科、眼科、耳鼻科、結核問診票、運動器検診問診票より判定)

運動器検診問診調査票の記入についてお知らせです。

記入の際には、八街市教育センターのホームページにポイントについての動画を載せてありますのでぜひご覧ください。



☆家庭で気をつけていただきたいこと

- (1) 文書や保健だよりは、必ず読んでください。
- (2) 検査物(調査票、尿など)は、提出期限を守ってください。
- (3) 健康診断の結果、病気や異常があった場合は「治療のすすめ」の用紙をお渡しします。早めの治療や精密検査を受けてください。
※痛まないからといって軽視せずに、早めに受診してください。

6. 健康面で心配がある場合について

ぜん息、肝臓病、腎臓病、心臓病、ひきつけ、アレルギー疾患など学校生活で注意を要する疾病等がある場合は、連絡帳又は保健調査票等で担任までお知らせください。

7. その他

(1) 学校からの連絡がいつでもとれるようにお願いします。

急病やけがをした時など緊急を要する場合がありますので、確実な連絡先をお知らせください。携帯番号だけでなく勤務先の番号もできるだけお願いします。変更が生じた場合は、その都度お知らせください。

(2) 基本的な生活習慣を身につけておいてください。

- ・手洗い、うがい
- ・衣服、頭髪、つめの衛生
- ・朝食、排便は毎朝必ず
- ・トイレの使用方法(和式のトイレにも入れるように。トイレットペーパーの切り方)
- ・マスクの着用
- ・十分な睡眠
- ・洗顔、歯みがき
- ・ハンカチ、ティッシュの携帯

保健面での基本的な事項の生活習慣化をはかるためには、ご家庭のご協力が必要です。よろしくお願いします。

心や体のことで心配なことがあったら、保健室にも声をかけてください

P T A 活 動 及 び 組 織

1. P T A 活動に積極的に参加し、親睦を深めながら研修の充実を図る。

① P T A 行事及び学校行事への積極的な参加

○ P T A 行事に進んで参加し、学校との相互理解に努める。

○ 授業参観だけでなく、講演会や話合いにも参加し、学習する。

② 子どもの生活の理解

○ 学習活動、行動の態様、友人関係について理解するとともに、学級担任と連携を密にし、子どもの健全育成に心がける。

③ 相互研修による資質の向上

○ 家庭教育学級や他の研修会に参加し、資質の向上に努める。

2. 専門部活動を主体的に進めるとともに、会員の資質を高める。

① P T A 活動及び組織についての理解

○ 市 P 連等の研修会に参加し、P T A 活動の理解を深める。

○ P T A と関連機関について理解する。

○ 会の運営、役員・専門部員等についての知識と技術を身につける。

② 専門部活動

研 修 部

・ 研修事業の推進

・ 家庭教育学級の運営

・ 各学級での連絡調整

広 報 部

・ 広報紙「こうしん」の発行

・ 各学級での連絡調整

体 育 環 境 部

・ 資源回収時の学校での作業

・ 奉仕作業の計画・運営

・ 体育的行事の企画・運営・支援

・ 各学級での連絡調整

ベルマーク部

・ ベルマークの整理

・ 各学級での連絡調整

3. 各家庭での教育環境を整え、望ましい子どもの育成に備える。

① 家庭の教育的機能を充実させる。

○ 家庭としての機能を発揮し、子どもの個性を伸長する。

② 子どもにとってよい家庭環境を作る。

○ 家庭の役割を理解し、家庭の問題を改善し、よりよい家庭環境を創造する。

4. 家庭・学校・地域社会の連携を密にし、それぞれの教育機能を高め、子どもの健全育成を図る。

① 家庭と地域社会の役割の理解

○ 地域社会と家庭教育について理解し、子どもの社会生活への参加を促す。

② 家庭と学校の役割の理解

○ P T A 活動を通して学校教育を理解し、家庭における教育の助けとする。

5. 学校教育環境の整備充実に協力する。

① 体育的環境の整備

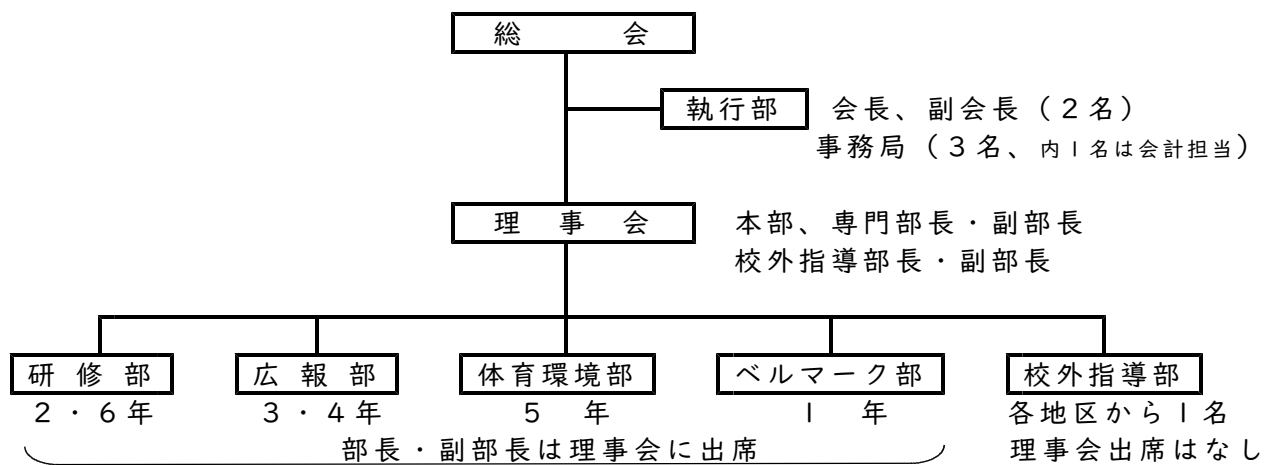
○ 既設の施設整備及び手作り遊具等の設置

②学習・情報環境の整備

- 実習地の栽培、草花栽培の支援

【PTA役員及び組織について】

- 各学級から選出する役員（4～6名）
 - *研修部（2・6年）・広報部（3・4年）・体育環境部（5年）・ベルマーク部（1年）
- 校外指導部の部長・副部長は理事会に参加。
- 活動が円滑に行われるよう、定期的に理事会を行う。（2ヶ月に1回程度）
 - *学校からは校長と教頭（幹事）が出席。
- 理事は下記の通り。
 - *会長、副会長、事務局、各専門部の部長・副部長



※令和7年度よりPTA組織を変更予定。